

別表十二(一)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

() 円

別表十二(一) 平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等 損失準備金の金額	16	円			
本店又は主たる事務所の所在地	2			当期 益 金 算 入 額	5年経過後5年間均等 益金算入額 (29の計)		17		
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号			同上以外の場合による 益金算入額 (30の計)		18		
特定株式等の認定	4	昭平第 . . 号		計 (17)+(18)			19		
特定法人株式等の保有割合の計算	期末現在の旧特定投資 法人等の発行済株式又は 出資の総数又は総額	5		の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (9)-(15)		20		
	期末に有する旧特定投資法人等 の株式又は出資の数又は金額	6			期末海外投資等 損失準備金の金額 (16)-(19)+(20)		21		
	共同して投資する内国法人等が 有する旧特定海外事業法人等 の株式又は出資の数又は金額	7					貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金	22	
	保有割合 $\frac{(6)+(7)}{(5)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8			差引 (2)-(21)			23	
当期積立額	9			貸借対照表の金額との差額の 明細	当期分		貸借対照表の取崩不足額 (19)-((9)-(22)-前期の(22))	24	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式 等の取得年月日	10					平 . .	当期に生じた差額の合計額 (15)+(24)	25
	(10)の特定株式等のうち期末に有 するものの取得価額	11					前 期 分		前期末における差額 (前期の(23))
	同上の $\frac{30 \text{ 又は } 90}{100}$ 相当額	12						積立限度超過額 (9)-(14)	27
	取得年度に特定株式等の帳簿 価額を減額した金額	13					28		
積立限度額 (12)-(13)	14			29					
積立限度超過額 (9)-(14)	15			30					
益金算入額の計算									
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額		期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (28)-(29)-(30)			
	27		28	5年経過後5年間均等 益金算入による場合 $(27) \times \frac{60}{60}$	(29)以外の場合 30		31		
積立事業年度終了の日の翌 日から五年を経過したもの	円		円	円	円	円			
	P29参照								
積立事業年度終了しないもの 翌日									
当期分									
計			円	円	円				

○ 別表十二(一)「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項第1号」 又は「第8項」	10187	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第68条の43第1項第2号」 又は「第8項」	10188	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第68条の43第1項第3号」 又は「第8項」	10189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第68条の43第1項第4号」 又は「第8項」	10190	

※「第68条の43第8項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。